

決裁・供覧

件名	国有財産使用承認申請書			文書番号	最高裁経総第1333号
伺い文	12月10日付けで口頭により承認した申請について、別添のとおり申請書が提出されました。				
起案	起案日	令和3年12月27日	受付日		
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局経理局 総務課 国 有財産係	決裁	決裁処理期限日	
	起案者	和田 みづほ	裁	決裁日	3.12.27
	連絡先		施	施行処理期限日	
分類名 称	大分類	(国有財産係) 会計 (事務)	行	施行日	
	中分類	国有財産 (一時使用)		施行先	
	名称(小分類)	一時使用 (令和3年度)		施行者	
	秘密区分			取扱上の注意	
取扱区分	秘密期間終了日		格付	機密性格付け	
	指定事由		付	取扱制限	
			保	行政文書保存期間	5年
			存	保存期間満了時期	令和9年3月31日
決裁 ・ 供 覧 欄	経理局長	総務課	課長補佐02	国有財産係	
			課長補佐03		
			課長補佐04		
備考欄					

令和 3年12月24日

国有財産事務分掌者

最高裁判所事務総局経理局長 殿

申請者 住所 東京都江東区青海2丁目7-11

氏名 東京検疫所長 本馬 恵子

国有財産使用承認申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産の台帳記載事項

(1) 所 在 埼玉県和光市南2-1535-16

(2) 口座名 司法研修所

(3) 区 分 建物等

(4) 用 途 (数量)

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 東館 (3,216.90 m <sup>2</sup> )       | <input type="checkbox"/> 西館 (中講堂含む) (9,920.54 m <sup>2</sup> )        |
| <input type="checkbox"/> 大講堂 (2,412.66 m <sup>2</sup> )      | <input type="checkbox"/> ひかり寮 (2,889.49 m <sup>2</sup> )              |
| <input type="checkbox"/> いずみ寮A棟 (15,179.88 m <sup>2</sup> )  | <input checked="" type="checkbox"/> いずみ寮B棟 (5,123.12 m <sup>2</sup> ) |
| <input type="checkbox"/> 体育館 (1,521.68 m <sup>2</sup> )      | <input type="checkbox"/> グラウンド1面 (6710.00 m <sup>2</sup> )            |
| <input type="checkbox"/> テニスコート4面 (2,555.00 m <sup>2</sup> ) |   |

2 上記1のうちの使用部分

一棟全て

(記載例: ○○教室, いずみ寮A棟○室分, テニスコート○面)



### 3 使用しようとする理由

東京空港検疫所支所において検疫を行った入国者等のうち、検疫の際に新型コロナウイルスに関する検査を実施し陰性を得た者は、国（検疫所）が用意した宿泊施設において待機が求められている。この待機を行う宿泊施設として、貴研修所を指定するため。

### 4 使用しようとする期間及び使用条件

期 間 自 令和 3年12月11日  
至 令和 4年 1月31日  
(各日 時 分 から 時 分まで)

使用条件 別紙のとおり

### 5 その他参考となるべき事項

(別紙)

使用条件

- 1 使用者は、当該使用財産を国有財産使用承認申請書3記載の使用理由（目的）以外の用に供しないこと。
- 2 使用者は、当該使用財産を他の者に使用収益させないこと。
- 3 使用者は、善良な管理者の注意をもって使用財産を維持保存すること。
- 4 使用財産の現状を変更しようとするときは、原則として、あらかじめ理由を付した文書により使用財産の国有財産事務分掌者の承認を受けること。
- 5 使用財産の国有財産事務分掌者は、使用者が使用条件の1から4までに違反した場合、使用計画の変更その他の理由により不用と認められる財産が生じた場合は、その全部又は一部の承認について取消し又は変更をすることができる。
- 6 使用期間が満了した場合又は5により使用承認の取消し又は変更をした場合は、使用者の負担により、使用財産の国有財産事務分掌者の指定する期日までに、これを原状に回復して返還すること。
- 7 使用財産の国有財産事務分掌者は、使用を承認した物件について隨時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。